

## ②本則課税・簡易課税の選択

免税事業者から  
インボイス発行事業者になる者

課税事業者から  
インボイス発行事業者になる者

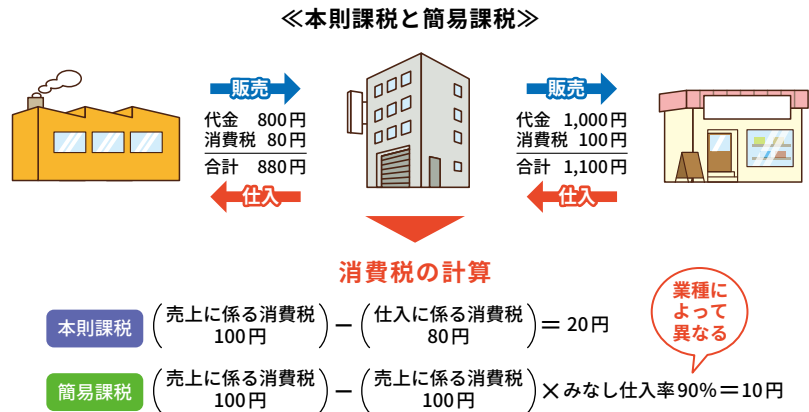
免税事業者のまま  
インボイス発行事業者にならない者

### ● 本則課税と簡易課税

免税事業者がインボイス発行事業者になろうとするとき、2つの計算方法(本則課税と簡易課税)のいずれかを選択することになります。

本則課税は、「売上に係る消費税」から実際の「仕入に係る消費税」を差し引く計算方法です。消費税本来の原則的な計算方法であることから本則課税と呼びます。

一方、簡易課税は、中小事業者の事務負担を軽減するために設けられた特例制度で、売上に係る消費税に、「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税とみなして、売上に係る消費税から控除できる仕組みです。



### ● 簡易課税を選択するには

簡易課税を選択するには、前々年(個人)または前々事業年度(法人)の課税売上高が、5,000万円以下の事業者で、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、免税事業者がインボイス発行事業者となる際には経過措置(P.24参照)が設けられておりますが、この経過措置の適用を受けた場合は、その登録を受けた日の属する課税期間の途中で簡易課税制度の届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

### ● みなし仕入率

簡易課税の計算に用いる「みなし仕入率」は、6つの事業区分によって決められています。

事業区分	代表的な業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業・建設業	70%
第4種事業	飲食店業	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

免税事業者がインボイス発行事業者となる際に、簡易課税を選択した場合の納税額をシミュレーションすると以下のとおりになります。事業区分によりみなし仕入率が異なるため、納税額も変わってきます。

#### 売上990万円の免税事業者が簡易課税を選択した場合

	卸売業	小売業	製造業・建設業	飲食店業	サービス業	不動産業
売上に係る消費税額	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
仕入に係るとみなされる消費税額	81万円	72万円	63万円	54万円	45万円	36万円
納税額	9万円	18万円	27万円	36万円	45万円	54万円

### ● 簡易課税のメリット・デメリット

簡易課税は、「仕入に係る消費税計算が不要になる」ことや、「仕入先からのインボイスの保存が不要となる」といったメリットがあります。

一方、複数の事業を行う事業者は、事業ごとに異なるみなし仕入率で計算するため、課税売上を事業ごとに区分しなければならず、事務負担が増える可能性があります。また、事業ごとに課税売上を区分していない場合は、もっとも低いみなし仕入率での計算になるため、納税額が不利になることもあります。

また、仕入や経費が少ない事業者は、本則課税を選択した場合より納税額が少なくなる一方で、仕入や経費が多い事業者や、設備投資や事務所の改修など大きな経費計上を計画している場合などは本則課税が有利な場合もあります。

なお、簡易課税を選択すると2年間は本則課税に変更できないので注意が必要です。詳しくは税理士など専門家にご相談ください。

免税事業者から  
インボイス発行事業者になる者

課税事業者から  
インボイス発行事業者になる者

免税事業者のまま  
インボイス発行事業者にならない者